



1. 背景

- ・なんば広場～なんさん通りも自転車走行禁止エリアとなる。
- ・自転車等に対する交通反則通告制度（青切符）が2026年に運用開始。
- ・交通ルール啓発の安全教育と連携した取り組みが求められる。

2. 時期

- ・なんさん通り北側の整備が完了する秋のタイミングで実施。
- ・万博イヤーに効果が発揮されるように継続実施。

3. 告知の対象と方法

- ・なんば駅から15～30分圏に居住し自転車で来街する買物客
→折り込みチラシ、区報、ウェブなど
- ・なんば周辺で勤務する従業員
→ポスティングチラシ、専門学校、飲食関連団体を通じて

4. 実施方針

- ・歩いて安全で楽しいまちなんばの実現を広場からアピール
- ・自転車での来街者への駐輪場利用と乗車ルール順守協力よびかけ。
- ・共に学び共感を得て賛同者の輪を広げ定着をはかる。



[金城学院大学ヒアリング]

- ・ルールを守っていない人は実は少数派である。
- ・「恥ずかしい」と思うことで自発的な抑止に作用する。
「自転車を押さない」「放置することが恥ずかしい」と感じる状況を作り出すこと。
- ・歩くことのメリットをアピールする。
電車利用に経済的な還元があることで行動変容につなげる等。
- ・リアルな被害例を示すことで8割の人に伝わる。
- ・ありがとうございます、を添えると反発は低下する。
- ・ターゲットに対するメッセージを明確に伝える。

「駐輪台数が7千台超もあり、駐輪場は4600台も整備したが限界、徒歩に協力を。」



自転車の交通違反に交通反則切符（青切符）を交付する改正道路交通法が17日、参院本会議で可決・成立した。自転車運転の違反処理が戦後初めて見直され、**周知期間を経て2026年にも運用が始まる。**

取り締まりが自転車利用の萎縮を招かないために、**正しい交通ルールを啓発する安全教育と、安全走行を確保する交通規制を同時に進めることがカギ**になる。

自転車への反則金制度は、対象とする違反行為を「**信号無視**」や「**指定場所一時不停止**」など**115種類程度**とし、反則金額は5千～6千円が中心となる。

現行の反則金制度は自動車やバイクの違反行為が青切符の対象で、自転車は対象外。自転車には刑事手続きの対象となる交通切符（赤切符）が主に使われてきた。

反則金制度の運用は主に指導警告が前提で、警告に従わず違反行為を継続したり歩行者に危険を生じさせたりする悪質性や危険性が高い場合に青切符を交付する想定だ。

改正道交法には車道を走る自転車を守る法整備も行われ、**車道を走る自転車を追い抜く車に対して自転車との間隔に応じた安全な速度で走行するよう義務付けた。**

携帯電話の「ながら運転」や酒気帯びへの罰則も盛り込まれた。赤切符対象の酒気帯び運転は有罪になれば3年以下の懲役または50万円以下の罰金となる。ながら運転で実際に危険を生じさせた場合も赤切符対象で、1年以下の懲役または30万円以下の罰金となる。

新たな違反処理の運用や交通ルールについて理解を進めるため、警察庁は交通安全教育の強化に向けた体制整備を進める。

改正法の公布後速やかに、**交通安全を啓発する警察庁を事務局とした官民連携協議会を設置**する。協議会では主に自転車利用者の世代ごとに適切な安全教育の内容をまとめたガイドラインの策定や安全教育の担い手の拡充などについて議論する。

例えば小学生の場合、低学年は保護者同伴で歩道上を走行するようになり中学年では一人で走行し、高学年になると学区外まで行動範囲が広がると想定される。高校生や大学生はクロスバイクなど速度が出やすい自転車の利用者も増える。

高齢者の場合、遠距離を走行する機会は減るが身体能力の低下を正しく理解した運転が求められる。

世代ごとに注意すべき観点は異なることから、ガイドラインなどできめ細かに注意点を示す。交通安全教育は民間団体が担う場合も少なくない。**協議会では、適切な安全教育を行う団体を警察が認定することで「お墨付き」を与える制度の策定についても議論する。児童生徒への教育機会を設けたい学校などが認定を得た団体に依頼するといった運用が想定される。**

警察幹部は「違反処理に目が行きがちだが、交通安全教育と自転車の安全を確保する交通規制の三位一体で安全で快適な自転車利用を推進することが重要だ」と話した。

（日経新聞 2024.5.17）

改正道交法のポイント

①自転車の交通違反に反則金を導入

16歳以上の運転による信号無視や一時不停止、逆走は反則金制度の対象に



②罰則の整備

自転車運転中の携帯電話使用（ながら運転）や酒気帯び運転に罰則



③安全の確保

自転車の右側を追い抜く車に、間隔に応じた安全な速度の走行を義務付け





交通反則通告制度適用後の自転車の交通違反に対する指導取締り方針

参考資料10

いつ・どこで・どの違反について・どのように指導取締りを行うのか

自転車関連事故の発生状況や地域住民の取締りに関する要望を踏まえ、PDCAサイクルに基づき自転車関連事故の発生場所や時間帯、違反の種別、原因等を分析し、真に事故抑止に資する指導取締りを実施

いつ

自転車関連事故の発生が多い時間帯

- 通勤通学時間帯 ○ 薄暮時間帯 など

どこで

自転車指導啓発重点地区・路線等

自転車指導啓発重点地区・路線とは、歩道上における自転車と歩行者の交錯、車道における自転車の信号無視等の実態から自転車関連事故が現に発生し、又は発生が懸念され、自転車交通秩序の実現が必要であると認められる地区・路線をいう。

選定は警察署単位で行い、例えば

- 自転車通勤者等が集中する駅周辺
○ 自転車通学の学生等により、悪質・危険な自転車の運転が問題となっている通学路等
○ 自転車利用者が特に多い地区・路線

など、地域の実情に応じて選定されている。※ 令和5年4月末現在 1,930箇所選定

このほか、交通死亡事故（自転車関連）が発生した場所等、指導取締りが必要と認められる場所において行う。

どの違反について

交通事故の原因又は悪質性・危険性・迷惑性が高い違反

- 信号無視 ○ 指定場所一時不停止 ○ 通行区分違反（右側通行、歩道通行等）
○ 通行禁止違反 ○ 遮断踏切立入り ○ 歩道における通行方法違反
○ 制動装置不良自転車運転 ○ 携帯電話使用等 ○ 公安委員会遵守事項違反（傘差し）など

交通反則切符（青切符）

上記以外の違反行為

- 酒酔い運転 ○ 酒気帯び運転 ○ 携帯電話使用等（交通の危険を生じさせた場合）

交通切符（赤切符）

どのように

実効性のある指導警告

運転に免許を必要としない自転車利用者に対して交通ルールを認識させる機会でもあることから、違反者自らの違反行為の危険性や交通ルールを遵守することの重要性について理解できるよう実効性のある指導警告を行う。

取締りの推進

警察官の警告に従わずに違反行為を継続したときや、違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせたときなどには、積極的に取締りを行う。

※ 効果的な広報

PDCAサイクルに基づく指導取締りの趣旨や目的が国民に伝わるよう、自転車指導啓発重点地区・路線における指導取締り状況等について、積極的な広報に努める。



4.実施内容

(1)告知物による伝達（秋をまたず実験） ※金城学院大学に監修をいただく。

伝達手法	表示内容（デザイン・文言）	設置位置
看板（ポラード）		広場内、御堂筋
懸垂幕		街灯フラッグ
放送		
チラシ	買物客、従業員、専門学校掲示用 ※多言語	カゴ投函、団体通じて配布
ウェブ	特設ブログ	



(2)啓発イベント（アイデア）

- ①ねらい
 - ・ 自転車安全意識の高まりと相まって、来街者に正しい自転車の乗り方を楽しみながら知る機会とする。
 - ・ 自転車指導啓発重点地区の対象指定や、安全教育を行う団体との連携をめざして継続的に行う。
- ②会場 なんば広場と御堂筋（連携）
- ③体制 協議会が主催、準備委員会が実施（自転車ワーキングと合同で企画、イベント会社に一部委託）
大阪府自転車対策、南警察署、大阪市自転車対策、中央区・浪速区、近隣団体などの協力
- ④内容
 - A.自転車の正しい乗り方クイズ大会
2年後に施行される交通反則通告制度をふまえて来街者が参加する○×クイズを実施
 - B.乗車用ヘルメット&おしチャリファッションショー
様々なデザインのヘルメットを紹介し着用率アップを促進
 - C. 多種多様な二輪車の正しい走行場所や走行方法クイズ
 - D.駐輪場マップとどこから来ましたかマップ
 - E.こども警察官制服試着体験（警察の協力による）
 - F.駐輪場はお得キャンペーン（利用者に抽選でグッズが当たる）
- ⑤告知 区報（中央・浪速・西区にご協力いただく）
チラシの新聞折込（浪速・中央・西区4紙で約5万部25万円ほど）
- ⑥日程 9～10月頃の関係者にとって効果的で可能な日程
※放置自転車保管料値上げが10月、なんさん舗装完成や規制開始などふまえて



・歩行者 ・車いす（シニアカーを含む。） ・手押し車 ・小児用の車	・自転車 ・電動補助機付自転車 （いわゆる電動アシスト自転車） ・人力車 ・馬車 ・リヤカー	・原動機付自転車 ※電動リバイク ※電動キックボードを含む	・普通自動車 （超小型モビリティを含む。） ・自動二輪車 ・特殊自動車

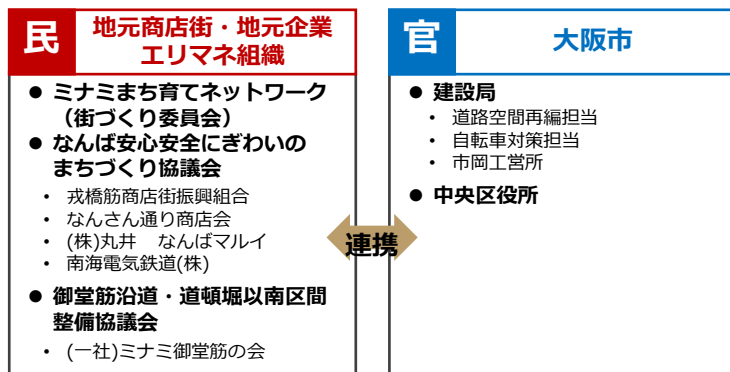
放置自転車対策ワーキンググループ取り組み報告

◆ミナミの放置自転車対策の歩み（2000年～）

- ① 2000年頃、ミナミの環境と治安が悪化。ある商店街では通行者数が往時の6割に。
- ② 地域ぐるみで環境浄化を開始、地域と行政、財界とミナミ活性化協議会を設置。次の3点を官民で推進し改善。～駐輪場整備、放置禁止区域指定(大阪市と地域で自転車まちづくり地域協定の締結)、啓発・撤去活動を推進～
- ③ 新型コロナウイルス禍収束後、あらためてミナミのまちで放置自転車が増加。

これからは歩行者が安全、快適に回遊できるミナミのまちづくりが活性化に不可欠。
2025年大阪・関西万博を見据え、抜本改善を図るべく**2023年4月**に**官民で自転車対策ワーキング**をスタート。

【WG体制】



【WGの様子】



◆現在の自転車対策ワーキングの取組方針と実施内容

『撤去』『調査・分析』『啓発』を自転車対策ワーキングの「3本柱」として推進

発生要因を把握した上で対策を試み、その効果を検証し施策につなげていく



撤去の効果的な運用

- ・ リアルタイム撤去の試行
(11月13日から道頓堀以南のミナミで約300台/月の撤去)
- ・ 集中(連日)撤去の試行
- ・ 最新の取組事例ヒアリング

放置自転車の実態調査

- ・ 発生要因を細かく把握
(どこから、何のため、なぜ放置?)
- ・ モデル調査、全数調査
(撤去や啓発の事前事後)

市民・商店の協力と啓発

- ・ 駐輪場利用の促進
- ・ 附置義務の遵守
- ・ 調査結果の公表

効果や発生の要因を分析

さらなる効果的な方策

新しい仕組みの検討

啓発活動の新しい展開

放置自転車の実態調査

◆調査スケジュール

23年9月	10月	11月	12月	24年1月
		リアルタイム撤去	集中撤去	

調査1：モデル（特性）調査
放置自転車インタビュー調査

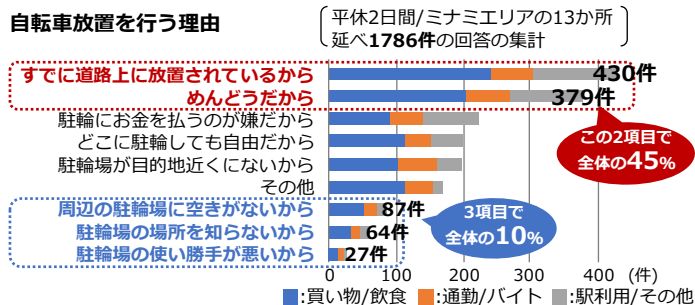
調査2：撤去開始前
放置自転車全数調査(その1)

調査3：撤去開始後
放置自転車全数調査（その2）

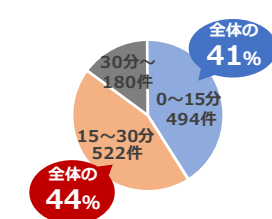
◆調査結果

調査1：放置自転車インタビュー調査結果（自転車放置を行う約1,700名に実施）

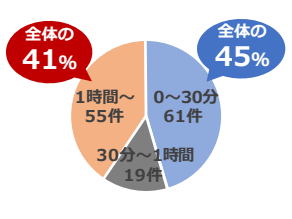
- ・自転車放置の理由についての調査では、「すでに道路上に放置されている」という回答が最も多く、「駐輪場の空きがない」、「場所を知らない」といった回答はわずかであった。
- ・出発地点からの所要時間は15分以内が41%、30分以内が85%を占める。
- ・また、自転車放置者の45%の放置時間が30分以内となっている。



出発地からの所要時間
平休2日間延1196件の回答集計



自転車放置時間
平休2日間延135台を計測し集計



調査2：リアルタイム撤去開始前の放置自転車全数調査（詳細な調査結果は参考資料③に掲載）

- ・放置台数が最多であった休日15時台では、**なんば（調査エリア）に自転車で来る人の60%が路上に放置をしている**という結果に。
- ・同時時間帯で、駐輪場の37%に空きがあり、放置自転車台数が多いエリアの周辺にも、**相当な台数の利用可能な駐輪場がある。**

駐輪状況

自転車放置が最多であった休日15時台の駐輪場利用台数・放置自転車台数



駐輪場利用状況

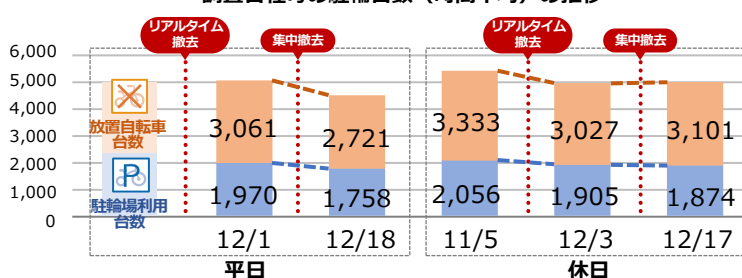
左図と同時間帯における駐輪場利用台数とミナミの総駐輪場台数の関係



調査3：リアルタイム撤去後の全数調査

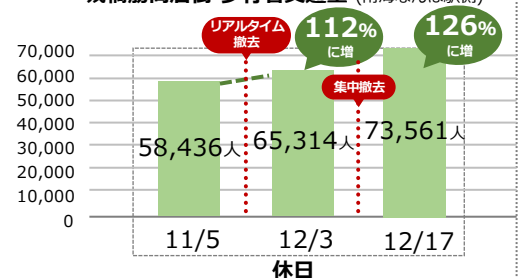
- ・調査エリア全放置自転車台数(時間平均)は最大で**11%減少**。(平日：12/1→12/18【▼340台】)
 - ・時間毎に比較すると、最大で**38%減少**している時間帯も。(休日9時台：11/5→12/17【▼982台】)
- ⇒ **リアルタイム撤去及び周知(報道)の効果もあり、放置自転車台数の減少は1か月以上持続。**
撤去未実施の日曜であっても同様に放置自転車は減少しており、来街者の行動変容が見られる。
- ・一部エリアでは、**撤去後すぐに間髪入れず自転車放置される状況**が見られる。
 - ・駐輪場利用台数も減少傾向ではあるが、商店街の歩行者数は増加している。

調査日程毎の駐輪台数（時間平均）の推移



※一部時間帯では営業時間外のため観測不能な駐輪場があった

戎橋筋商店街 歩行者交通量（南海なんば駅側）



◆今後の自転車WGの取り組みについて

自転車対策WGの3本柱		
撤去の効果的な運用	放置自転車の調査・分析	市民・商店の協力と啓発

2023年 12月 施策と対応した調査により効果検証		
施策 ①道頓堀以南のミナミで 約300台/月の撤去 ② 作業効率は大幅にアップ ③ 市民からの苦情はなし	効果検証 ① 放置台数は最大 38%減少 ② 撤去の無い曜日 も減少 （商店街の通行量は増加） ③ 夕方以降は増加傾向	 施策 ① 駐輪場マップの配布 （1.1万枚を印刷） ② 調査結果・リアルタイム撤去の取組を9社が報道
課題 放置自転車台数が撤去可能な台数を大幅に上回り、撤去のみでの解決は困難。	課題 駐輪場利用者は増加せず⇔歩行者数や鉄道利用は増加しており、徒歩への行動変容が見られる	課題 放置を止めて駐輪場利用に代える、という効果は薄かった。 （自転車利用抑制効果は有）

今後の取り組み

令和6年度中に具体化し、令和7年度(万博年)に実行

持続可能な繁華街ミナミ ～ウォーカブルエリア宣言へ～

Ⅰ 検証の総括

- リアルタイム撤去・集中撤去の取組によって、駐輪場利用を促さず、むしろ市民の「自転車から徒歩へ」の行動変容の兆しが見られた。
- 現在の来街者の交通手段は、徒歩・鉄道が**70%程度**に対して自転車は**10%程度**。
（※参考：令和3年度 第6回近畿圏パーソントリップ調査）
- ミナミは**なんば広場や商店街等**、「自転車押し歩き」が必要な道路がほとんどである。

Ⅱ 今後の方向性

- 持続可能な国際観光エリアとして、「歩いて楽しい、ウォーカブルな」街づくり、「安全・快適」の確保が必須。そのためには、「ミナミには歩いてきてもらう」ことを大前提としつつ、自転車を利用する必要がある来街者には駐輪場を適切に利用してもらうことを目指す。

Ⅲ 具体的な取組

- 自転車対策WGの3本柱をさらに発展

さらなる効果的な方策 - 撤去輸送台数を増強 - 撤去実施時間の拡充 - 思い切った改善策の検討	新しい仕組みの検討 - 駐輪場の効率的運営検討 - 撤去～保管の仕組み検討 - 押し自転車促進の検討	啓発活動の新しい展開 - 事業関係者啓発の手立て - 行動変容にむけたPR - お悩みの地域どうし連携
---	---	--

※参考①：難波周辺エリアにおける代表交通手段別集中量の比較

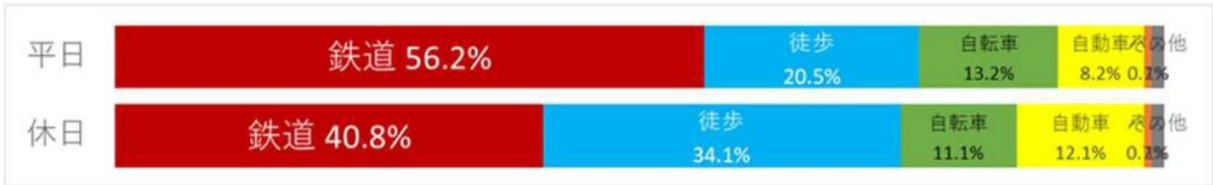
難波周辺エリアにおける代表交通手段別集中量

H2 2



参考：第5回近畿圏パーソントリップ調査（平成22年度）

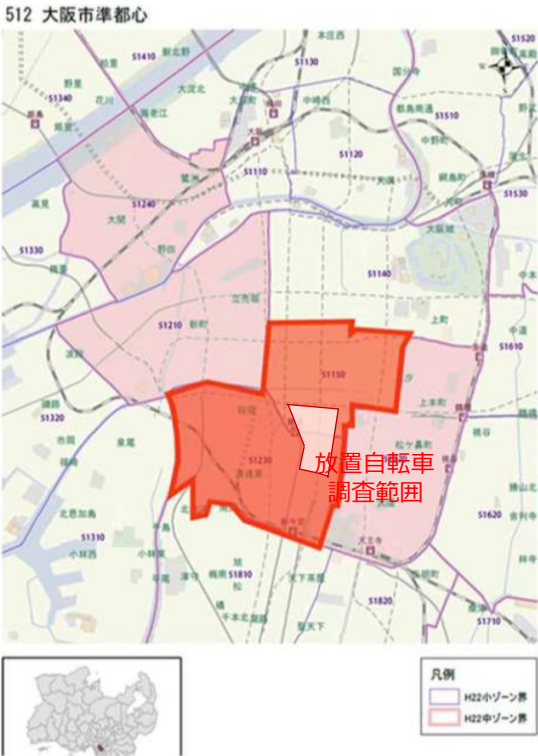
R3



参考：第6回近畿圏パーソントリップ調査（令和3年度）

集中量の集計範囲

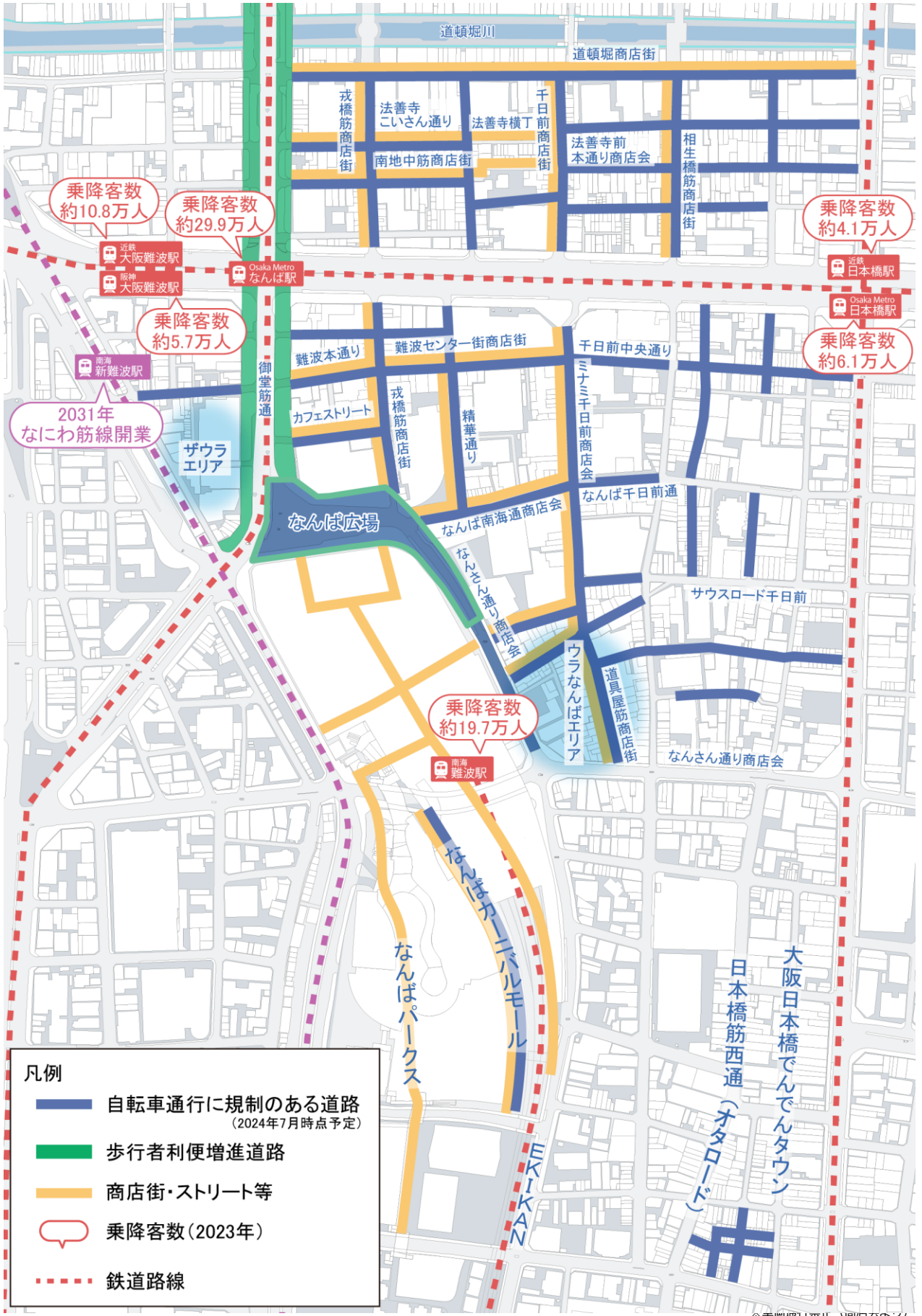
H2 2



R3

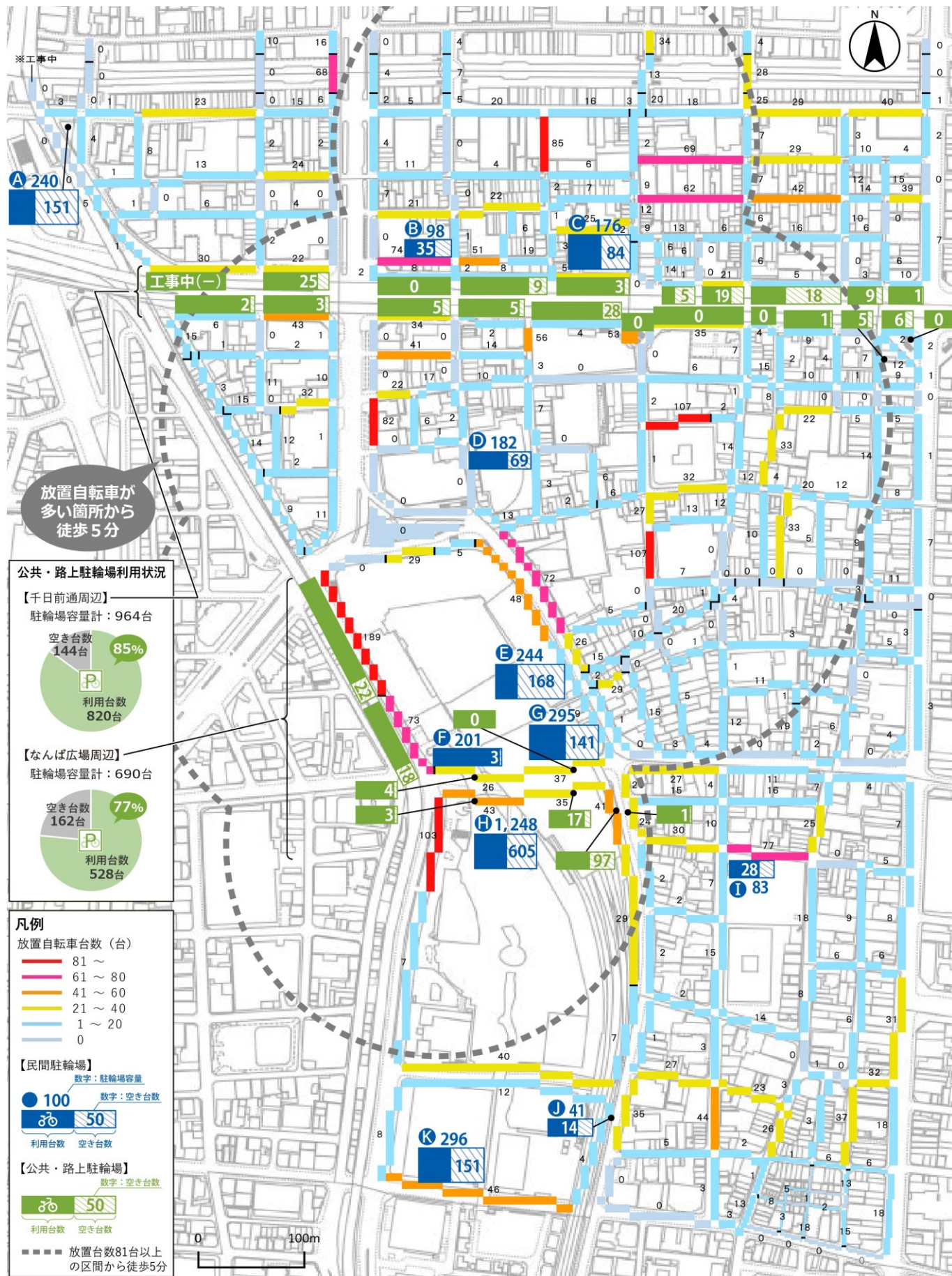


※参考②：難波周辺エリアマップ



※参考③：放置自転車全数調査詳細

調査日：2023年11月5日（日）15時台（放置自転車台数ピーク時） 天気：晴 ※阪神優勝日



第2号議案 令和6年度予算案（至 令和6年4月1日～令和7年3月31日）

○収入の部 (円)

科 目	金 額	備 考
繰越金	794,136	
会費	0	
その他	10	
合 計	794,146	

○支出の部 (円)

費 目	予 算 額	備 考
消耗品費	10,000	封筒・文具等
印刷製本費	10,000	資料、広報等のコピー印刷代
通信運搬費	10,000	郵送費・手数料・印紙
ドメイン更新・維持料	300,000	広報（社会実験期間）
使用料・賃借料	50,000	会議室使用料@5,000円×10@7,000円×4
業務委託料		
飲食費	20,000	会議・打ち合わせ時の茶代
予備費	394,146	社会実験費
合 計	794,146	

役員を選出について

なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会会則第15条に基づく任期満了に伴う役員改選について、総会にて選任する会長職及び副会長職をはじめとする役員体制（候補）を下記のとおり本役員会に諮りたい。

記

＜体制案＞ 会長1名、副会長8名（1名は会計兼務）、監事2名

会長	戎橋筋商店街振興組合	理事長 菊地正吾
副会長	精華連合振興町会	会長 本間和成
	河原連合振興町会	会長 長谷川清和
	日本橋連合振興町会	会長 田原博
	難波千日前西町会	会長 木本昌太郎
	難波東振興町会	会長 丹野修二
	なんば南海通商店会	会長 本間和成
	南海電気鉄道株式会社	執行役員 桐山朋子
	なんさん通り商店会	会長 木村次郎
監事	千日前道具屋筋商店街振興組合	理事長 千田忠司
	株式会社高島屋 大阪店	常務取締役 関西代表 大阪店長 高山俊三
会計	なんさん通り商店会	会長 木村次郎

以上

社会実験利活用時における後援名義について（案）

現況のなんば広場においては制度上「道路」と位置付けられており、道路上での催事実施に対しては公益性の担保など各種制約（主に交通管理者である警察からの指導）を受けています。

特になんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会（以下、協議会）の関わりについて明記することを指摘されており、引き続き社会実験の目的である賑わいづくりや地域回遊拡大、安全安心のための取組み（清掃・警備・自転車対策等）の原資となる維持管理協力金を得るための検証を円滑に行っていくため、社会実験時における協議会の名義使用のルールについて下記のとおりといたしたい。

記

【主催】または【共催】 役員会決議

【後援】または【協力】 会長決裁

※各名義使用にあたり、社会実験期間中のなんば広場にて実施される企画は、地域活性化・地域環境保全活動に繋がるものとして次のいずれかに適合する内容とし、なんば広場マネジメント法人設立準備委員会（幹事会）にて事前協議・調整を行う。

- ① なんば・大阪・関西エリアの魅力を発信する企画
- ② なんばエリアのブランド価値を向上させる企画
- ③ 新しい文化・プレイヤーを創出する企画
- ④ エリア全体の回遊性を向上し、経済効果をもたらす企画
- ⑤ 地域環境保全活動に還元するための財政面で寄与する企画
- ⑥ その他、公共性・公益性があり、広場管理運営者が認めた企画

以上

2024 年 6 月 26 日

なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会メーリングリストの作成について

昨年のなんば広場供用開始以降、なんば広場ではイベントの実施や日常の憩い空間形成の取り組み等を行っている。なんば広場での活動について広く協議会会員に周知するツールとして、メーリングリストを作成し、迅速な情報共有をいたしたい。

なお、メーリングリストへの加入は任意とする。

- 【使用用途】 なんば広場での活動についての周知
例) なんば広場でのイベント実施のお知らせ
机椅子設置のお知らせ
※なんば広場に関する用途以外では使用しない
- 【加入可能者】 協議会会員
- 【発信者】 なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会 事務局
- 【送付方法】 原則 BCC での送付とし、個人情報の取り扱いに留意する。

協議会事務局まで、メールにて登録希望のメールアドレスをご連絡ください。

(宛先) 南海電気鉄道(株) 北川 kitagawa.hironori@nankai.co.jp

廣田 hirota.mayu@nankai.co.jp

以上